

社会保障諸措置の大幅改革

(アメリカ)

昨年12月、会期末の迫った連邦議会は、社会保障制度の画期的な措置を決定し注目を浴びている。

それらの措置とは、(1)社会保障年金給付額の引上げ、(2)補足的保障所得プログラムの実施、(3)低所得労働者に対する税額控除の実施、(4)児童福祉・援助プログラムの設立、および(5)メディケアおよびメデケイドの修正などである。これらの措置の決定によって連邦政府はこれまでの社会保障制度の欠陥を補い、連邦の最低生活保障を強化したものと思われる。以下に各措置の内容を説明しよう。

社会保障年金の引上げ

さる12月21日に、連邦議会は社会保障年金の給付額を1974年3月に7%、6月に4%、合計で11%引上げる措置(受給者が実際入手するのは4月と7月)を決定した。これは昂進するインフレに対応するための措置であるが、これによって年金受給者、被用者、使用者および自営者に次のような効果もたらされる。

- 1 退職年金受給者は、従来の平均給付月額167ドルから4月に178ドルに、7月に186ドルに引上げられる。
- 2 老齢寡婦の平均給付月額は、158ドルから4月に169ドルに、7月に177ドルに引上げられる。
- 3 寡婦または65歳以上の老齢退職者の最低給付月額は、84.50ドルから4月に90.50ドルに、7月に93.80ドルに引上げられる。
- 4 通常の給付の対象者とならない72歳以上の者に対する特別給付も引上げられ、単身者の場合、給付月額は58ドルから4月に62.10ドルに、7月に64.40ドル

となる。夫婦世帯については、87ドルから4月に93.20ドルに、7月に96.60ドルとなる。

- 5 被用者および使用者に課される社会保障税率は、1977年まで5.85%と変わらず、自営業者に対するそれは少々低減して8%から7.9%となる。
- 6 社会保障税が課される年間所得の最高限度額はいちじるしく引上げられ、1973年(歴年)には10,800ドルであり、最近12,600ドルであったのが、新措置によれば13,200ドルとなる。

なお、「1972年社会保障改正法」によって制定されたスライド制についての修正を認め、自動調整の算定基礎を、前年の第1・四半期におき、引上げ額を6月から実施することになった。

補足的保障所得プログラムの実施

かつて1972年10月30日に成立した公法律92-603号により、連邦政府は貧困な老人、盲人、および障害者の最低生活保障の責任を負うことが決定している。当時の規定内容は次の通りである。

1. 現行の連邦一州共管の老齢・盲人・障害扶助を廃止し、1974年1月1日からそれに代るプログラムの行財政措置を完全に連邦政府の所管とすること。
 2. 別途に収入をもたない老人、盲人、または障害者に月額130ドル(夫婦世帯に対しては195ドル)の連邦給付を保証すること。このさい、社会保障年金の月額20ドルまでおよび如何なる収入についても月額65ドルまでは、この連邦給付受給資格を裁定するにあたって収入とみなさない。
- 新規の扶助プログラムは、すでに連邦一州共管の扶助をうけている2,900万人にさらに約2,000万人を対象とすることになるが、とりあえず約600万人が、1971年1月1日から「SSI」または「補足的保障所得 supplemental security income」といわれるプログラムでカバーされることになる。
- 新プログラムの支給額(単身者月額130ドル、夫婦世帯月額195ドル)は、1974年7月にそれぞれ140ドルおよび210ドルに引上げられる。また盲人および障害

者の定義については現行の州基準を用いることになるが、若干のケース（州の福祉扶助がうけられなかった申請者のケース）では、州基準よりも寛大な連邦基準が適用されることになる。受給資格要件には「絶対的な窮乏」は必要とせず、財産に関する先取得権や近親者の責任も問わない。

老齢・盲人・障害の各カテゴリーに属する公的扶助の被扶助者は、新プログラムの適用についても従前通り25,000ドル相当の家屋、1,500ドルまでの銀行預金、および1,200ドルまでの自動車費用が認められる。所得制限については前述の年金月額20ドル、収入月額65ドルまでであるが、それを超える額については、各収入2ドルにつき給付額1ドルを減ぜられる。つまり各人が月額345ドルに達するまでは扶助が支給される仕組みになる。新プログラムの給付額が従前の連邦一州共管の扶助給付額よりも低くなることはなく、今後も連邦給付額に州独自の給付を上積みすることができ、そのための事務費については社会保障庁から各州に補助を提供することになる。

連邦予算についていえば、1973会計年度では連邦政府は公的扶助の老齢・盲人・障害の各カテゴリーに21億ドルを支出したが、新プログラムでは実施後半年間で約22億ドルの支出が見込まれている。この支出をまかなうために、当分の間、社会保障の信託基金に代って連邦の一般歳入から資金を調達する。

この「SSI」プログラムは、合衆国の公的福祉制度の抜本改革を部分的に行なったもので、新しく所得保証の概念を福祉制度に導入したものとして注目される。事実上、連邦一州共管の公的扶助プログラムのうち、最も支出がかさみ、最も世間から批難をうけているAFDCプログラムのみを残して、他を完全に連邦化したこととなった。なお、これは部分的ではあるが広く論議を喚起した連邦最低所得保証プログラムであり、1969年8月に初めてニクソン大統領が提案し、その後の議会審議で不成立となった「家族扶助プログラム」を部分的に実施するものである。今回の措置からもれた「児童」についても今後適用を拡大するこるが考えられる。

低所得者に対する税額控除

連邦議会は、公的福祉制度の改革の一端として提案されてきた「ワークフェア（勤労）」プログラムを復活し、一口でいえば、年収4,000ドルの労働者に400ドルの税額控除を行なう措置を決定した。この措置は低所得労働者が支払った社会保障税を払い戻すということで、この税額控除の規定は、1972年に提案された「ワーク・ボーナス」（貧困家庭の所得を補足する）と同様な内容である。

1972年社会保障改正法案に関する大幅な公的福祉改革提案の勧告において、連邦議会は、就職口を探している一定のカテゴリーに属する被扶助者の要求に対処するための連邦福祉扶助の「ワークフェア・プログラム」に、連邦政府が職業を保障し、私的な賃金の補足を保障し、税額控除を行なうことを付け加えた。しかし、これらを内容とする法案は、委員会で公的福祉規定を法案から削除するさい、同時に削除されてしまった。

今回の社会保障年金額の引上げ決定と同時に低所得労働者（少なくとも扶養児童1人を有する）は、年所得税から年収の10%まで税額控除をうけることができるようになった。

4,000ドル以上の年収については、控除額は収入増加分の25%と同額になる。控除の仕組みは次の通りである。

社会保障税を課される年収	税 額 控 除
2,000ドル	200ドル
3,000	300
4,000	400
5,000	150
5,600	0

税額控除は全収入が5,600ドルに達した時に打ち切られる。さらに連邦議会は、同措置を1974年から実施すること、四半期毎に前払いで税額控除の払い戻しを行なうことなどを提案した。そして必要経費については、要扶養児童への扶助に関する連邦支出が1億ドル削減になる分を相殺して、年間7億ドルがみこまれている。

なお、この低所得者の税額控除の必要経費の6億ドルを調達するために、連邦議会は現行の州および地方のガソリン税に対する連邦の所得税控除の廃止を提案した。これに関しては、連邦財務省が1973年4月30日に議会に送付した税制改革案において言及された税の単一化の一環としてガソリン税の控除の廃止を要求している。

児童の援助

このたび連邦議会は貧困家庭の児童に対する連邦の援助プログラムを修正することを承認した。そしてAFDCプログラムの改正のために、養子プログラムの助成および児童虐待防止サービスを強化し、児童扶助関係法の執行のための州および地方の努力に対して連邦援助を設ける等の対策が予定されている。(児童援助)これは児童扶助関係法の執行のための州および地方の努力をより強化するように連邦補助を拡充することを認め、代りに児童扶養に関する父親の責任を強化してこれに対する連邦補助を打ち切るというものである。

児童援助に関する連邦の役割を改善するために、保健・教育・福祉省内に独立の機関を設置し、長官補佐官の所管とし、父権の確立や給付金の調達につき州を援助するために、州の業績を審査し、技術援助を提供するものとする。

もし州の児童援助のための努力が連邦基準にマッチしない場合には、保健・教育・福祉省は、1976年に、AFDCの連邦補助を5%削減することになる。

業績の審査の結果、良好と思料される地方機関には、地方の努力を奨励するものとして、地方の給付の割合と同額の補助を提供することになる。

さらにAFDCの適用をうける母親の選定は州が行ない、父親の児童扶養義務の

強化事項も州の所管とする。

AFDCの適用を得るためには、母親は失踪した父親を探し出すことに協力するものとする。

(養子および保護)連邦議会は児童を保育するための家庭を探している公・私の子供養育機関を援助する連邦プログラムに、1974会計年度で100万ドルを充当することを承認した。

(AFDC) AFDCの被扶助者に若干の給付額を保障するために、扶助受給の資格要件裁定にあたっての収入制限につき、社会保障給付の5%を収入とみなさないものとする。さらに現行方式を修正し、AFDC受給要件からある種の収入制限を排除することとした。現行法では、州は月額30ドルまでおよびその他の収入の1/2までを収入制限からはずしていた。改正方式によれば、これは月額60ドル(パートタイマーについては月額30ドル)およびそれをこえる額につき300ドルまではその1/2、ならびにその他の収入の1/2ということになる。児童の保育費についてのみは控除をうける。

メデケアおよびメデケイドの修正

連邦議会はメデケアおよびメデケイド・プログラムの技術的・行政的改革をもたらす一連の改正案を勧告した。

まず医療関係マンパワーの偏在問題の解決のために、議会は保健・教育・福祉長官に専門的基準の審理組織によってサービスをうける地域の分割を州範囲で考えるよりもむしろ地方範囲に重点をおくよう命じた規定を承認した。

1972年に成立した公法律92-603で、連邦議会は、保健・教育・福祉長官に、地区内の医師および病院が提供する医療の質を審査するための専門的医療組織を選定することを要求している。しかしながら、法律では専門的医療基準の審理組織(PSRO)は州全体を対象とするのかまたは州内の地区を対象とするのかについて明記していない。多くの州の医師会はPSROの所管地区を州規模を対象とするよう保健・教育・福祉省に働きかけている。だが今回の議会審議でそれが地区

に優先を与えるということで明確になった。

またメデケア行政に関する保健・教育・福祉省内の意見を統一するために、基本的なメデケア政策および社会保障庁に対する管理責任を明確にする改正を行った。

つまり、メデケアに関しここ2年ばかりの間に社会保障庁の任務の全般的腐敗があった。そしてこの任務は次第に保健・教育・福祉省の保健部門に移ってきている。そこでこのさい、あらためて前述の措置を必要としたわけである。

以上、その他の細い規定については省略した。

The Christian Science Monitor, Dec. 18, 1973.

Congressional Quarterly Weekly Report, Dec. 8, 1973.

U.S. News & World Report, Dec. 24, 31, 1973.

(藤田貴恵子 国立国会図書館)



身障者対策基本法案の大綱

(フ ラ ン ス)

背 景

やや古い資料であるが、1971年5月当時の社会保障相ブーラン氏が議会で答弁した際の数字によると、フランスの身心障害者数は、障害児が120万(うち重症者38万、施設で受療中の者8万2,000)、成人身障者は150万(そのうち60万は65歳以上)、80%以上の障害を有する者は全体で25万である。

これら身障者に対する社会的保護措置の遅れが、しばしば告発されており、同様に近年その改善要求が著しい盛り上がりを見せてきた老人対策と比べてもなおかつ、かなりの格差が見られるようである。

以上のような背景の下に、身障者対策基本法案が(Projet de loi d'orientation en faveur des handicapés)が、近く国会へ上程されようとしている。この法案の骨子は、昨年2月に政府が公表した身障者対策長期事業計画の主旨とほとんど変りがないが、主としてこの問題に専念してきた公衆衛生社会保障省付の社会事業および障害者社会復帰対策担当国務大臣ディエネシュ女史が、昨年末のル・モンド紙上に、この法案の大綱をコメントしているので、以下にその要旨を紹介する。

基本法案の必要性とこれまでに講ぜられた措置

ある種の声明書を読み、宣言を聴いていると、身障者対策というものは、これまでまるっきり講ぜられておらず、予算もけちけちとしか与えられていないように見える。

実際には過去数年にわたって、さまざまな努力がなされている。これが必ずしも正当に評価されていないのは、身障者に対する法制が複雑であり、またその法